

17) 品目名：加圧処理木材

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を材料としていないこと 2 製品が「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる項目のうち、溶出のおそれがある物質がある場合は、その基準に適合していること
規格に関する基準	1 秋田県土木工事共通仕様書第2編第2章第4節2-2-4-1を満たすこと。 2 財団法人日本住宅木材技術センター優良木質建材等認証規程（AQ認証）の規格に適合していること。
循環資源の配合率	材料として循環資源を100%（重量割合）使用していること。

平成17年2月24日制定

令和3年3月15日改定（共通仕様書の番号変更）

令和8年2月16日改定（安全性に関する基準2に主語を追加）